

# いのちをまもるために

建物には、消防設備以外にも生命を守るための設備が設けられています。

特に以下の点をチェックし、問題があればすみやかに改善してください。

## 非常用照明は設置されていますか？点灯しますか？



バッテリーを内蔵しており、停電したときに点灯する照明器具を**非常用照明**といいます。バッテリーの劣化や電球切れ等があると、停電しても点灯せず、避難経路が見えなくなってしまうため危険です。点検ひもを引いたり、点検ボタンを押したりすることで点検できます。

定期的に点検してください。

※ 通常時から点灯しているタイプもあります。  
節電のために…と電球を抜いたり、適合しない電球に入れ替えたりしないでください。

廊下や階段などの避難経路には  
原則として設置が**必要**です。

## 間仕切壁の構造は適切ですか？

延焼を防ぐために、壁の構造や作り方などが定められている箇所があります(住戸間の戸境壁等)。新築時からある住戸を仕切って複数の住戸に分けたり、壁を撤去したりするなど、改修の際には、必ず建築士等の専門家に相談した上で行うようにしてください。

現状の壁の構造について気になる点がある場合も、建築士等の専門家に調査を依頼してください。

## 廊下・階段・バルコニーに物を置いていませんか？

廊下や階段は重要な避難経路となります。避難の妨げになるような物を置かないでください。

また、バルコニーが避難経路となることもありますので、バルコニーにも物を置かないようにしてください。